

(抄訳)

AIGは、配当としてのワラントの発行のための条件が成就したことを発表

資本再構成の要素は完了すると見込まれている

ニューヨーク連邦準備銀行への全額返済が完了する予定

米国財務省の保有持分はAIG普通株式と交換される予定

米国財務省によるAIG株の保有は経時的に終了する予定

AIGは確かな経済力を持つ企業となる

ニューヨーク 2011年1月12日—アメリカン・インターナショナル・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所銘柄：AIG）（「AIG」）は、本日（注：ニューヨーク時間1月12日。以下、本リリースに含まれる時間は断りのない限りすべてニューヨーク時間で表示。）、既に発表された、配当としての約7,500万個のワラント（「本ワラント」）に関する条件が成就したことを発表しました（注：同発表については、AIGが、東京証券取引所に2011年1月7日（日本時間）に開示を行った「AIGの取締役会は、資本再構成計画に関連して、配当としてのワラントの発行を承認」との表題の開示情報を参照ください）。AIGはまた、関連する事実、状況および条件に重大な変更が生じていないことを前提に、既に発表された資本再構成（「本資本再構成」）を2011年1月14日に完了させることを予定していますが、この点についての保証はありません。

本ワラントは、2011年1月13日付けの株主名簿上のAIG普通株主に対し、2011年1月19日に交付されます。各ワラントは、AIG普通株主に対し、1株あたり額面価格2.50ドルのAIG普通株式について、行使価格1株あたり45ドルで同株式を購入する権利を与えます。

（注：本ワラントの日本における取り扱いについては本文末尾の日本の実質株主における取り扱いについての注記を参照ください。）

社長兼CEOであるロバート・H・ベンモシエは「本日の発表により、私達は、2008年の金融危機の間に米国民が提供した多大な援助を返済するという私達の約束を果たせるものと予測しています。私達は米国民からの援助に感謝しており、米国民は、当社に投資したことにより利益を実現できると考えています。

AIGは、堅調で投資家が信頼するに値する企業として位置付けられており、世界でも最大規模でかつ最も広範囲に事業展開している損害保険事業体、トップクラスの米国内生命保険およびリタイアメント・セービング事業、ならびに当社の全ての利害関係者に対し長期的な価値を提供するために良好な状況にあるその他の事業を有しています。」と述べました。

2011年1月6日にAIGの取締役会によって宣言された配当の内容である本ワラントは、AIG、米国財務省、ニューヨーク連邦準備銀行（「NY連銀」）およびAIGクレジット・ファシリティーズ・トラスト（「本トラスト」）が、2011年1月12日の営業日終了時の時点で、2011年1月14日に本資本再構成を完了することが予定される（但し、2011年1月14日以前に、関連する事実、状況および条件に重大な変更が生じていないことを前提とする）と判断することを条件としています。本ワラントの発行に関する上記の条件は成就されましたが、本資本再構成自体も完了に関する条件に制約されており、2011年1月14日に本資本再構成が

完了されることを妨げるような事実、状況または条件の変更が生じないとは保証できません。

本資本再構成の完了に関する条件が 2011 年 1 月 14 日に成就すれば、同日付において、AIG は以下の事象が起きると予測しています。

1. AIG の NY 連銀クレジット・ファシリティを返済し終了します： AIG は、NY 連銀クレジット・ファシリティに基づく優先担保付債務としての約 210 億ドルの借入の返済に、様々な資産処分からの収入を充てることによって、NY 連銀優先担保付クレジット・ファシリティを終了します。NY 連銀優先担保付クレジット・ファシリティの返済および終了の結果、2011 年第 1 四半期において、前払い委託資産の残額を表す、約 36 億ドルの費用が計上されます。

2. 2 つの特別目的会社（「SPV」）についての米国政府による持分保有を、秩序立って終了することを促進します： AIG は、メットライフ・インクの株式（アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニーの売却により得たもの）を保有する AIG 関連の SPV（「アリコ SPV」）についての NY 連銀の優先持分の一部償還に、資産処分からの特定の収入を充てます。AIG はさらに、シリーズ F 株式分の資金（不良資産救済プログラム（「TARP」）の下、借り入れ可能であったが未だ借り出されていなかった）を約 200 億ドル引き出し、これによってアリコ SPV についての NY 連銀の優先持分のうち上記償還の残存部分、および、エイ・アイ・エー・グループ・リミテッドの普通株式の約 33 パーセントを保有する AIG 関連の SPV についての NY 連銀の全ての優先持分を買い取ります。かかる買い取りを完了させた後、AIG は買い取った優先持分を米国財務省に譲渡し、この対価として、同額分のシリーズ F 株の残余財産優先分配権を償還させます。

3. 残存している AIG 優先株式の償還： AIG は、AIG の普通株式 16.55 億株を、491 億ドル分の TARP シリーズ E およびシリーズ F 優先株式、ならびに、現在米国財務省の代理として本トラストが保有しているシリーズ C 優先株式と交換します。当該交換取引が完了し、本トラストが米国財務省に AIG の普通株式を移管した後、米国財務省は、新シリーズ G 優先株式（AIG は、一般的な企業活動に利用するために、同株式による資金の引き出しを行うことができる）に加え、AIG の普通株式の約 92 パーセントを保有することになります。AIG は、米国財務省が、AIG の株式を、市場の状況に従い、経時的に売却すると予測しています。

本ワラントの詳細： ニューヨーク証券取引所における売買 AIG は、本ワラントにつき、本ワラントの銘柄をティッカーシンボル「AIG WS」としてニューヨーク証券取引所への上場申請を行っており、2011 年 1 月 13 日から、「発行時」基準で、ニューヨーク証券取引所において売買が開始されると予測しています。AIG は、2011 年 1 月 11 日から 1 月 19 日にかけて、AIG 普通株式は、権利預り証付きで売買するよう、ニューヨーク証券取引所から勧告を受けています。これにより AIG の普通株式は、本ワラントの分配の翌日である 2011 年 1 月 20 日からは、通常どおり、つまり権利落ちの形で、売買が開始されます。権利預り証とは、実質的には、普通株式の売主から買主に対する、配当を受ける権利の譲渡です。

入手可能な情報 AIG は、AIG およびワラント・エージェントであるウェルズ・ファーゴ・バンク・エヌ・エイとの間におけるワラント契約に基づき、本ワラントを発行します。ワラント契約の写しは、ウェルズ・ファーゴ・バンク・エヌ・エイ（連絡先：米国は 888-899-8293（フリーダイヤル）また米国外は 651-450-4064）より無料で入手できます。本ワラント契約は、2011 年 1 月 7 日に提出された様式 8-K による AIG の臨時報告書（同報告書には本ワラントの条項の概要およびその他重要な情報が記載されている）の添付書類として添付されています。資本再構成に関する追加情報は、2010 年 12 月 8 日に提出された様式 8-K による AIG の臨時報告書に記載されています。

本プレス・リリースに含まれている記述（特に、予想される資本再構成のクロージング日、資本再構成後のAIGの位置付け、および米国財務省によるAIG普通株式の売却の時期を含む）には、将来の見通しに関する記述が含まれています。かかる記述は、歴史的な事実を述べるものではなく、将来における事象に関するAIGの予測を表したものに過ぎず、その多くは、性質上、本質的に不確実なものであり、米国財務省による売却の時期および規模を含め、AIGのコントロールを超えるものです。実際に生じる結果は、これらの記述が示す将来の結果から（場合によっては大きく）異なる可能性があります。将来の見通しに関する記述と実際の結果との間に、（場合によっては大きな）差異を生じさせる要因は、いずれもSECに提出された、2010年9月30日に終了した四半期についての様式10-Q、2010年6月30日に終了した四半期についての様式10-Qおよび2010年3月31日に終了した四半期についての様式10-Qの、Part I, Item 2 "Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations" および Part II, Item 1A "Risk Factors"、AIGの2009年12月31日に終了した年度についての様式10-Kにおけるアニュアル・レポートの Part II, Item 7 "Management's Discussion and Analysis of Financial Condition and Results of Operations" および Part I, Item 1A "Risk Factor"（2010年3月31日に提出された様式10-K/AのAmendment No. 1、および2010年8月24日に提出された様式10-K/AのAmendment No. 2を含む）、ならびに2010年12月8日に提出された様式8-KによるAIGの臨時報告書に記載されています。

（注：以下は日本の実質株主における取扱いについての注記である。） 当社は、米国のデポジトリ・トラスト・カンパニー(The Depository Trust Company)を通じて実質株主の代理として保有を行う仲介機関に対して発行されたワラント（すなわち当社の株主名簿上に記載されている以外の日本の実質株主に対して発行されたワラント）の割当のうち、株式会社証券保管振替機構における外国株券等保管振替決済制度上の実質株主に対する割当については、当該制度に基づいて取り扱われる（ニューヨーク証券取引所における売却を含むがこれに限られない。）こととなると認識しております。